

SAGA2024 神崎市医療救護対策要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024 神崎市医事・衛生基本計画」に基づき、本市で開催される第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」における医療救護対策について万全を期すため、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024 国民スポーツ大会神崎市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、佐賀県実行委員会と相互に連携調整を図るとともに、関係機関等と連携し、医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じ、医師、看護師、保健師等を置く。

(3) 配備品等

救護所には、必要に応じて、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）、医療器具、AED等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、患者に対する応急処置及び軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

(3) 炬火イベント等における医療救護

市内における炬火イベント等に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

(4) 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼等を行うとともに、その旨を本

市実施本部に連絡する。また、実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(5) 救急自動車の配備

救急自動車の配備については、別途関係機関と協議して定める。

5 医療費の負担

救護所での診療費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じて、この要項を準用する。

附則

この要項は、令和4年2月2日から施行する。